

○周防大島町ふるさと応援基金条例

平成 22 年 3 月 24 日  
条例第 9 号

(設置)

第 1 条 ふるさと寄附金(地方税法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 21 号)により設けられた、個人の都道府県民税及び市町村民税に係る寄附金控除制度を活用して本町への貢献を促進するために本町が設けた寄附金制度に基づき、寄附を受けた寄附金をいう。以下「寄附金」という。)を、適正に管理し、寄附者の意向を反映した施策に効果的に運用するため、周防大島町ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(事業の区分)

第 2 条 基金を財源として実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 産業の振興に関する事業
- (2) 教育・文化の推進に関する事業
- (3) 交流事業の推進に関する事業
- (4) 生活環境の整備に関する事業
- (5) 保健・福祉の推進に関する事業
- (6) 医療の充実に関する事業
- (7) 防災・安全対策の推進に関する事業
- (8) その他目的を達成するために町長が必要と認める事業

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、第 1 条の寄附金に相当する額として、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 6 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第 7 条 基金は、第 2 条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(寄附者への配慮)

第 8 条 町長は、基金の積立て、管理、処分その他の基金の運用にあたっては、寄附者の意向が反映されるよう、十分配慮しなければならない。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。